

県土整備委員会会議記録

県土整備委員会委員長 佐々木 茂光

- 1 日時
平成30年9月27日（木曜日）
午前10時1分開会、午後1時31分散会
（うち休憩 午後0時2分～午後1時0分）
- 2 場所
第4委員会室
- 3 出席委員
佐々木茂光委員長、阿部盛重副委員長、伊藤勢至委員、小野共委員、柳村岩見委員、
白澤勉委員、工藤勝博委員、五日市王委員、小野寺好委員
- 4 欠席委員
なし
- 5 事務局職員
柳原担当書記、千葉担当書記、高井併任書記、久保田併任書記、高橋併任書記
- 6 説明のため出席した者
県土整備部
八重樫県土整備部長、中平技監兼河川港湾担当技監、遠藤道路都市担当技監
小原副部長兼県土整備企画室長、嵯峨県土整備企画室企画課長、
佐々木県土整備企画室用地課長、佐々木県土整備企画室空港管理課長、
大久保建設技術振興課総括課長、沖野建設技術振興課技術企画指導課長、
田中道路建設課総括課長、白旗道路環境課総括課長、杣技術参事兼河川課総括課長、
佐々木河川課河川開発課長、佐野砂防災課総括課長、山田都市計画課総括課長、
小野寺都市計画課まちづくり課長、阿部下水環境課総括課長、
伊藤建築住宅課総括課長、小野寺建築住宅課住宅課長、野里建築住宅課営繕課長、
照井港湾課総括課長
- 7 一般傍聴者
1名
- 8 会議に付した事件
(1) 県土整備部関係審査
(議案)
ア 議案第1号 平成30年度岩手県一般会計補正予算（第3号）
第1条第2項第1表中
歳出 第8款 土木費

第11款 災害復旧費

第5項 土木施設災害復旧費

第2条第2表中

1 追加中 7～12

2 変更中 4～15

- イ 議案第8号 平成30年度岩手県港湾整備事業特別会計補正予算（第1号）
- ウ 議案第16号 土木関係の建設事業に要する経費の一部を負担させることに関する議決の変更に関し議決を求めることについて
- エ 議案第22号 建築基準法施行条例の一部を改正する条例
- オ 議案第25号 一般国道340号（仮称）押角トンネル舗装工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて
- カ 議案第26号 主要地方道大船渡綾里三陸線赤崎地区道路改良（第3工区）工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて
- キ 議案第27号 一般国道342号白崖地区道路改良（第2工区）工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて
- ク 議案第28号 主要地方道一関北上線柵の瀬橋旧橋撤去（上部工）工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて
- ケ 議案第29号 久慈川筋長内町地区築堤護岸改築工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについて
- コ 議案第30号 織笠川筋織笠川水門土木工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについて
- サ 議案第33号 赤前地先海岸災害復旧工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについて
- シ 議案第34号 摂待地区水門（機械設備）災害復旧工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについて
- ス 議案第36号 和解の申立てに関し議決を求めることについて
- セ 議案第37号 損害賠償請求事件に係る和解及びこれに伴う損害賠償の額を定めることに関し議決を求めることについて

(2) 企業局関係審査

(議案)

議案第10号 平成30年度岩手県工業用水道事業会計補正予算（第1号）

(3) その他

委員会調査について

9 議事の内容

○佐々木茂光委員長 ただいまから県土整備委員会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。本日は、お手元に配付いたしております日程により会

議を行います。

初めに、委員席の変更についてお諮りいたします。今回、委員の所属会派の異動に伴い、委員席につきましては、現在御着席のとおりとしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木茂光委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

次に、県土整備部関係の議案の審査を行います。議案第1号平成30年度岩手県一般会計補正予算（第3号）第1条第2項第1表歳入歳出予算補正中、歳出第8款土木費、第11款災害復旧費第5項土木施設災害復旧費、第2条第2表債務負担行為補正中、1追加中7から12まで、2変更中4から15まで、議案第8号平成30年度岩手県港湾整備事業特別会計補正予算（第1号）及び議案第16号土木関係の建設事業に要する経費の一部を負担させることに関する議決の変更に関し議決を求めることについて、以上3件の予算議案及び予算関連議案を一括議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○小原副部長兼県土整備企画室長 初めに、議案第1号平成30年度岩手県一般会計補正予算（第3号）中、県土整備部関係の予算について御説明申し上げます。

議案（その1）の5ページをお開き願います。当部関係の補正予算は、国庫支出金の交付額の決定等に伴う事業費の整理に加え、当初予算編成後に生じた課題に対応するための経費を補正しようとするものであり、表の中ほど、第8款土木費は18億6,052万5,000円の減額、6ページに参りまして第11款災害復旧費、第5項土木施設災害復旧費は7,681万6,000円の増額、合わせて17億8,370万9,000円を減額しようとするものでございます。

補正予算の内容につきましては、便宜、予算に関する説明書により御説明申し上げます。なお、金額の読み上げは省略し、説明欄の主な内容について御説明申し上げますので、御了承願います。

予算に関する説明書の54ページをお開き願います。第8款第1項土木管理費の主なものですが、第1目土木総務費のうち償還金は、国庫補助事業完了による事業費の確定に伴う国庫支出金等の返還に要する経費を補正しようとするものでございます。

第4目空港費は、空港整備費等において、国際定期便の就航に伴う保安対策などで、空港施設の受け入れ体制強化に要する経費等を補正しようとするものでございます。

55ページ、第2項道路橋りょう費の主なものですが、第2目道路橋りょう維持費のうち道路環境改善事業費は、歩道の整備や道路舗装、橋梁補修など道路環境改善に係る経費について、国庫支出金の内示に伴い補正しようとするものであり、その4行目、道路維持修繕費は、昨年度の冬季間に道路損傷が多発し、既定の予算により緊急的に舗装補修などを行っていることから、今後不足が見込まれる道路の維持修繕費等を補正しようとするものでございます。

第3目道路橋りょう新設改良費のうち地域連携道路整備事業費は、復興道路等の整備に

要する経費について、国庫支出金の内示等に伴い補正しようとするものでございます。

57ページ、第3項河川海岸費の主のものです。第2目河川改良費のうち基幹河川改修事業費は、護岸整備など基幹河川の改修に要する経費について、国庫支出金の内示に伴い補正しようとするものでございます。

第3目砂防費のうち砂防事業費は、平成28年台風第10号による土砂災害箇所における土石流対策施設の設置について、現場状況に合わせてのり面対策工等の増工が必要となることから、不足する経費を補正しようとするものでございます。

58ページ、第4目海岸保全費でございます。このうち津波危機管理対策緊急事業費は、水門の遠隔化や被災した海岸の砂浜再生など、海岸保全施設の改良に要する経費について、国庫支出金の内示に伴い補正しようとするものでございます。

59ページ、第4項港湾費の主なものですが、第2目港湾建設費のうち直轄港湾事業費負担金は、国の港湾施設整備に要する経費に係る負担金について、国からの通知に基づき補正しようとするものでございます。

60ページ、第5項都市計画費の主なものですが、第2目街路事業費のうち都市計画道路整備事業費は、都市計画道路の整備に要する経費について、国庫支出金の内示に伴い補正しようとするものでございます。

62ページ、第6項住宅費の主なものですが、第2目住宅建設費の災害公営住宅整備事業費において、内陸の災害公営住宅の整備に要する経費等について、事業進捗に伴い補正しようとするものでございます。

少し飛びまして71ページをお開き願います。第11款第5項土木施設災害復旧費の主なものですが、第2目港湾災害復旧費におきまして、平成28年台風第10号災害からの復旧等に要する経費について、国庫支出金の内示に伴い補正しようとするものでございます。

次に、債務負担行為について御説明申し上げます。恐れ入りますが、議案（その1）にお戻りいただきまして、7ページをお開き願います。第2表債務負担行為補正のうち当部関係の内容は、1追加中7の除雪から12の港湾施設改良事業までであり、工期が翌年度以降にわたるものについて、期間及び限度額を設定しようとするものでございます。

8ページをお開き願います。2変更中4道路環境改善事業から15港湾災害復旧事業までについて限度額を変更しようとするものであり、この中で10津波危機管理対策緊急事業（河川）については、水門陸閘自動閉鎖システム整備工事が主なものですが、これは水門陸閘本体の工事の進捗に合わせまして整備を進める必要があり、今般見込まれる水門陸閘の完成時期に合わせて、平成32年度までの債務負担行為限度額をスライドさせて増額しようとするものでございます。

次に、特別会計につきまして、29ページをお開き願います。議案第8号平成30年度岩手県港湾整備事業特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。第1条歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億1,962万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を20億1,882万8,000円としようとするものでございます。

30ページをお開き願います。歳入中、第4款第1項繰越金は、平成29年度決算の確定に伴い繰越金収入を増額しようとするもの、第6款第1項県債は港湾施設整備に要する経費について県債を減額しようとするものでございます。

31ページに参りまして、歳出、第1款事業費、第1項港湾施設整備費は、繰越金等を一般会計に繰り出すとともに、港湾施設整備に要する経費について補正をしようとするものでございます。

次に、債務負担行為について御説明申し上げます。32ページをお開き願います。第2表債務負担行為、港湾施設整備事業について、釜石港の機能強化を図るための電気設備工事につきまして、工期が翌年度にわたることから期間及び限度額を設定しようとするものでございます。

次に、建設事業に要する経費の負担議案について御説明申し上げます。46ページをお開き願います。議案第16号土木関係建設事業に要する経費の一部を負担させることに関する議決の変更に関し議決を求めることについてでございますが、これは急傾斜地崩壊対策事業におきまして陸前高田市、二戸市、住田町の、それから県単独急傾斜地崩壊対策事業におきまして釜石市の事業費の変更に伴いまして、各市町の負担金の額を変更しようとするものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○佐々木茂光委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○小野共委員 何点か質問をさせていただきます。

債務負担行為の補正について、議案（その1）の9ページですか、約13億円だったものが補正後は約71億円になったということですが、副部長の説明では、スライドさせて増額とおっしゃいましたけれども、この意味を聞かせていただきたいと思えます。

○杣技術参事兼河川課総括課長 債務負担行為補正の説明でスライドさせて増額とはどのような意味かとお尋ねでございますが、水門陸閘自動閉鎖システムの衛星通信系の設備工事につきましては、平成27年度に平成30年度までの工事ということで債務負担行為の設定を行い工事を進行しておりました。現在水門陸閘の本体工事が平成31年度または平成32年度までかかる見通しの中で、平成30年度分で確保していました債務負担行為の限度額を、今回、平成31年度または平成32年度にスライドさせて増額し、水門遠隔陸閘自動閉鎖システムの工事を推進していくということでございます。

○小野共委員 水門陸閘自動閉鎖システム工事の進捗は予算計上ベースでどれくらいになりますか。大体でいいですよ。

○杣技術参事兼河川課総括課長 今、水門陸閘自動閉鎖システムの工事で、東芝と契約している部分を参考にしてですが、約48億円で契約しているところを、おおむね10億円の支払いでございますので、25%ぐらいの事業進捗状況となります。

○小野共委員 最後にもう1点です。気になるところなのですが、遠隔操作のできる水門陸閘がそろそろできつつありますけれども、シミュレーションではなくて実際に動かした

例はありますか。

○**杣技術参事兼河川課総括課長** これまで19基が運用開始しているところであります。運用開始に当たりましては、試験動作を確認しておりますが、これまでに実際の津波の警報に伴っての実績はございません。

○**佐々木茂光委員長** ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**佐々木茂光委員長** ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**佐々木茂光委員長** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。各案件は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**佐々木茂光委員長** 御異議なしと認めます。よって、各案件は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第22号建築基準法施行条例の一部を改正する条例を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○**伊藤建築住宅課総括課長** 議案（その2）の16ページをお開き願います。議案第22号建築基準法施行条例の一部を改正する条例案について御説明申し上げます。

議案説明資料の1ページをお開き願います。1、改正の趣旨は、建築基準法の一部改正に伴い、接道規制に係る建築の認定の申請等について手数料を徴収することとするなど、所要の改正をしようとするものであります。

2、条例案の内容は、（1）接道規制に係る建築の認定の申請等に係る手数料を徴収することについてですが、条例第17条では建築基準法に基づく認定及び許可申請手数料の額を定めております。今般の法改正により手続の合理化が図られ、建築物の接道規制に係る建築の認定手続が新設されることとなりました。また、これまで最長1年とされていた仮設興行場等の設置期間について、特例として1年を超えて使用する特別の必要がある仮設興行場等の建築の許可手続が新設されることとなりました。このことに伴い、条例においてそれぞれの手続に係る申請手数料の額を新たに定めようとするものでございます。

（2）仮設建築物に対する制限の緩和の対象を加えることについてですが、条例第21条では現行法による設置期間1年以内の仮設興行場等の仮設建築物は接道規制等の制限が緩和されております。先ほど申し上げました法改正により新設された1年を超えて使用する特別の必要があり許可した仮設興行場等についても、接道規制等の制限の緩和の対象に追加しようとするものでございます。

（3）その他所要の整備をすることについてですが、条例第4条、第8条及び第9条で、法の条項移動等に伴う整備をしようとするものであります。

3、施行期日は、公布の日から施行することとしております。

次に、説明資料の2ページをお開き願います。今回新たに申請手数料の額を定める根拠となりました建築基準法の一部改正について説明いたします。初めに、接道規制に係る建築の認定についてですが、建築基準法では都市計画区域内の建築物の敷地は、幅員4メートル以上の道路に2メートル以上接しなければならないとした接道義務が課せられております。ただし、特例として、敷地の周囲に広い空地を有するなどの要件を満たし、建築審査会の同意を得て許可を受けることで建築が認められているところです。これまで条例では、この許可に係る手数料について規定してきたところです。今回法改正により、これまでの許可のうち、省令基準である延べ面積が200平米以下の一戸建て住宅で、一定の要件を満たした場合、手続を合理化し、建築審査会の同意を必要としない認定手続により建築できることとなりました。この認定に係る手数料の額を今回条例で規定しようとするものです。

次に、仮設建築物に対する制限の緩和についてですが、現行規定では仮設興行場等の仮設建築物の設置期間の上限は原則として1年とされていますが、オリンピック等の国際的な規模の競技会等において、プレ大会時から本大会時まで1年を超えて使用する可能性があることから、設置期間の特例として建築審査会の同意を得て許可を受けた場合、1年を超えて存続できることとなりました。この許可に係る手数料を条例で新たに規定しようとするものです。

以上で説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○佐々木茂光委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木茂光委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木茂光委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木茂光委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第25号一般国道340号（仮称）押角トンネル舗装工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○田中道路建設課総括課長 議案（その2）の23ページをお開き願います。議案第25号一般国道340号（仮称）押角トンネル舗装工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてを御説明申し上げます。

議案説明資料の3ページをお開き願います。工事名及び工事場所は記載のとおりです。契約金額は6億1,560万円で、請負率は93.83%。請負者は小野新建設株式会社であります。工事概要ですが、復興支援道路に位置づけ整備を進めている一般国道340号押角峠工区において、(仮称)押角トンネルの舗装を行う工事であります。工期は651日間で、平成30年度から2020年度までの3年間の債務負担行為で行うものでございます。

なお、4ページに見積もり調書を添付しておりますが、説明は省略させていただきます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○佐々木茂光委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木茂光委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木茂光委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木茂光委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第26号主要地方道大船渡綾里三陸線赤崎地区道路改良(第3工区)工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○田中道路建設課総括課長 議案(その2)の24ページをお開き願います。議案第26号主要地方道大船渡綾里三陸線赤崎地区道路改良(第3工区)工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてを御説明申し上げます。

議案説明資料の5ページをお開き願います。工事名及び工事場所は記載のとおりです。契約金額は15億2,712万円で、請負率は88.10%。請負者は株式会社佐賀組であります。工事概要ですが、本工事は復興関連道路に位置づけ整備を進めている主要地方道大船渡綾里三陸線赤崎地区において、津波災害時に浸水しない道路を新設するものであります。工期は621日間で、平成30年度から2020年度までの3年間の債務負担行為で行うものでございます。

なお、6ページに入札結果説明書、7ページに入札調査を添付しておりますが、説明は省略させていただきます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○佐々木茂光委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○小野寺好委員 この説明資料の5ページの右の緑の部分だったか、あるいはその右の部分だったか、ちょっと記憶が定かではないのですが、震災後の地盤沈下でしょっちゅう路

面が海水に浸ってしまっている状況だったのですけれども、その問題はすっかり解消されているのでしょうか。

○田中道路建設課総括課長 大船渡綾里三陸線の浸水につきまして、私は、平成28年度まで大船渡土木センターに勤務しておりましたが、その時点で浸水はありませんでした。

○小野寺好委員 解消したということですね。

○田中道路建設課総括課長 災害復旧工事で対応をさせていただいたと思っております。

○小野寺好委員 いずれ心配はないということですね。

○田中道路建設課総括課長 はい。

○佐々木茂光委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木茂光委員長 ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木茂光委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木茂光委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第27号一般国道342号白崖地区道路改良（第2工区）工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○田中道路建設課総括課長 議案（その2）の25ページをお開き願います。議案第27号一般国道342号白崖地区道路改良（第2工区）工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてを御説明申し上げます。

議案説明資料の8ページをお開き願います。工事名及び工事場所は記載のとおりです。契約金額は8億3,160万円で、請負率は93.26%。請負者は株式会社佐々木組であります。工事概要ですが、本工事は復興支援道路に位置づけ整備を進めている一般国道342号白崖地区において、急カーブや幅員狭小等、隘路の解消を図ることを目的として道路を新設するものでございます。工期は479日間で、平成30年度から2019年度までの2年間の債務負担行為で行うものでございます。

なお、9ページに入札結果説明書、10ページに入札調書を添付しておりますが、説明は省略させていただきます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○佐々木茂光委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木茂光委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木茂光委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木茂光委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第28号主要地方道一関北上線柵の瀬橋旧橋撤去（上部工）工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○田中道路建設課総括課長 議案（その2）の26ページをお開き願います。議案第28号主要地方道一関北上線柵の瀬橋旧橋撤去（上部工）工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてを御説明申し上げます。

議案説明資料の13ページをお開き願います。工事名及び工事場所は記載のとおりです。契約金額は6億6,096万円で、請負率は99.04%。請負者は宮地・小山田工業所特定共同企業体であります。工事概要ですが、緊急輸送道路に指定されている主要地方道一関北上線において、車道幅員が狭く、歩道が設置されていない柵の瀬橋の交通隘路を解消し、安全で円滑な交通を確保しようとする目的で柵の瀬橋を整備しており、新橋の供用開始後、柵の瀬橋の上部工を撤去する工事であります。工期は480日間で、平成30年度から2019年度までの2年間の債務負担行為で行うものでございます。

なお、14ページに入札結果説明書、15ページに入札調書を添付しておりますが、説明は省略させていただきます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○佐々木茂光委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○小野寺好委員 昨日も質問があったのですけれども、建設工事の場合は特殊な技術が必要で、大手企業やJV（共同企業体）とかよく聞くのですけれども、解体工事ですといった請負業者は余り聞かないのですけれども、この撤去工事がどのように難しいのか、素人にもわかるように教えてもらえればと思います。

○田中道路建設課総括課長 説明資料の14ページに入札結果説明書を添付させていただいていますが、入札参加資格に施工形態があります。今回は2者の構成員から成るJVまたは単者ということで、JVに限定した工事ではなくて、単者でもできる工事として要件設定をしておりますが、結果としてJVの業者が落札したことになっていきます。

○小野寺好委員 そうではなくて、技術的にどういう難しさがあるのでしょうか。

○田中道路建設課総括課長 この工事は、橋梁の普通の上部工の製作、架設と同じ内容、

難易度ということで、JVと考えたところです。

○小野共委員 何で難しいのかということですよ。

○遠藤道路都市担当技監 こちらは、北上川にかかっている現橋を撤去する工事になりますけれども、やはり橋長が長くて規模が大きい橋ですので、架設するときと同じような形で部材を撤去していかなければなりません。普通の建物を壊すように、バックホーでつかんで壊す形ではなくて、部材を撤去するに当たりましては架設工事と同じように、橋をかけられる技術を持った方でないと撤去できないだろうと考えて、先ほど御説明しました14ページの入札参加資格にも、これまで最大で40メートルの上部工の架設または解体工事を施工した実績を必要としたものです。そういった方でないとこの大規模な橋梁の撤去工事はなかなか難しいという判断のもとに、今回の要件を設定して入札に付したところでございます。

○工藤勝博委員 関連がありますけれども、上部工を撤去した後の橋脚もいずれ解体する予定なのでしょうか。その辺も含めて今後の計画をお聞きしたいと思います。

○田中道路建設課総括課長 上部工を今年度から来年度にかけて解体いたしまして、来年度の後半から再来年度にかけて下部工を撤去することを予定しております。

○佐々木茂光委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木茂光委員長 ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木茂光委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木茂光委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第29号久慈川筋長内町地区築堤護岸改築工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題といたします。

当局から提案の説明を求めます。

○杣技術参事兼河川課総括課長 議案（その2）の27ページをお開き願います。議案第29号久慈川筋長内町地区築堤護岸改築工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについてを御説明申し上げます。

議案説明資料の16ページをお開き願います。工事名及び工事場所は記載のとおりです。工事概要は、本工事は東日本大震災津波により被災した河川堤防のかさ上げを行う工事でございます。設定変更の理由及びその内容についてですが、まず今回の変更により請負契約額が5億円以上となることから、今回提案するものでございます。当初発注においては

予定価格が5億円未満であったことから、県北広域振興局の発注としております。変更内容につきましては、第2回及び第5回変更の内容を17ページの資料により説明させていただきます。

17ページをお開き願います。上段の②の図をごらん願います。第2回変更において、詳細な現地調査の結果、排水樋門の改築工事が必要と判断されたことから、工事に先行して必要となる仮締切工を追加しております。

次に、下段の⑤の図をごらん願います。第5回変更において、排水樋門本体の改築に必要な詳細設計が取りまとめられたことから、排水樋門の改築工事を追加するものでございます。

16ページにお戻り願います。契約金額ですが、平成28年6月6日の当初契約の金額4億338万円に対し、今回の変更により1億3,576万7,880円、33.7%の増額となり、変更後の契約金額は5億3,914万7,880円となるものでございます。請負者は、畑田建設工業株式会社。工期は、現在の平成31年1月7日で変更ございません。

以上で説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○佐々木茂光委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木茂光委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木茂光委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木茂光委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第30号折笠川筋折笠川水門土木工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○杣技術参事兼河川課総括課長 議案（その2）の28ページをお開き願います。議案第30号折笠川筋折笠川水門土木工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについてを御説明申し上げます。

議案説明資料の18ページをお開き願います。工事名及び工事場所は記載のとおりです。工事概要は、本工事は東日本大震災津波により被災した折笠地内において水門の新設を行うものでございます。設計変更の理由及びその内容は、前回議決後の主な設計変更である第3回変更、第5回変更、第7回変更の内容について、20ページ以降の資料により説明させていただきます。

20ページをお開き願います。第3回変更においては、③の図をごらん願います。既設構造物への影響を考慮し、地盤改良工の工法を振動の伴わない工法に変更しております。また、地元漁協等の調整により、濁水処理施設の設置を要望されたことから追加しております。

第5回変更においては、下の図をごらん願います。まず、左側の図で一番下のところに、⑥くい長変更と記しておりますが、基礎工の施工に先立ち試験くいの打設を行ったところ、想定した深さで所定の支持力が得られなかったことから、再度の地盤調査を行い、くい長を変更しております。

また、右側の図の⑥基礎くい追加につきましては、詳細設計の結果により、上流側水たき分に基礎くいを追加しております。

恐れ入りますが、左側の図にお戻り願います。⑦地盤改良工の追加につきましては、地盤改良工の改良結果の確認結果により、地盤改良を追加しております。

次に、21ページをお開き願います。第7回変更においては、⑨の図をごらん願います。防潮堤用地の取得が完了し、隣接する山田町施工の防潮堤と計画調整が整ったことから、水門本体と隣接する左右岸の防潮堤を追加するものでございます。

次に、下の⑩の図をごらん願います。現在は、一番左側の図のとおり、右側を締め切りし、工事を進めているところでございますが、支川の古川の合流の影響により、仮締め切りの上流面に局所洗掘が生じ、矢板の根入れ不足など不安定な状態となることを防ぐため、右側の下の図のように仮締め切りの方法を変更するものでございます。

恐れ入りますが、18ページにお戻り願います。契約金額ですが、平成27年10月20日に議決いただいた当初の契約金額30億7,814万5,324円に対し、今回の変更により18億8,571万2,876円、61.3%の増額となり、変更後の契約金額は49億6,385万8,200円となるものでございます。請負者は、西松建設株式会社。工期は、現在の平成32年3月20日から平成33年3月20日に変更となるものでございます。

なお、19ページに位置図、施工箇所図、全体平面図等を添付しております。

以上で説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○佐々木茂光委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○小野共委員 1点確認させていただきたいのですが、工期の延長で完成が32年度末になっていますが、その後のスケジュールとして、遠隔操作の工事がここから入るのですか。

○杣技術参事兼河川課総括課長 土木の工事につきましては、ロードマップでもお示ししているところでございますが、委員がおっしゃるとおり、完成を平成32年度末に今回変更いたします。遠隔操作の工事も、現時点では平成32年度末までにあわせて整備を目指したいと考えております。

○小野共委員 確認ですが、そうすると、これは同時進行なのですか。そういう意味ですか。

○杣技術参事兼河川課総括課長 水門陸閘自動閉鎖システムによる遠隔操作につきまし

でも、平成32年度の後半になろうかとは思いますが、調整しながら何とか整備したいと考えております。

○小野共委員 そうすると、遠隔操作の工事の完了時期はいつになりますか。

○杣技術参事兼河川課総括課長 現在、水門陸閘自動閉鎖システムの工期は平成30年度末になっておりましたが、今回の9月補正で債務負担行為の限度額を平成32年度の方まで増額しまして、工期も平成32年度末までと考えております。後半は、同時に工事を進めることで考えております。

○佐々木茂光委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木茂光委員長 ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木茂光委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木茂光委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第33号赤前地先海岸災害復旧工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○佐野砂防災害課総括課長 議案（その2）の31ページをお開きください。議案第33号赤前地先海岸災害復旧工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについてを御説明申し上げます。

議案説明資料の22ページをお開きください。工事名及び工事場所は記載のとおりです。工事概要は、本工事は東日本大震災津波により被災した赤前地先海岸の防潮堤を復旧する工事を行うものでございます。変更設計の理由及びその内容についてであります。前回議決後の主な設計変更である第5回変更及び第6回変更の内容を24ページ以降の資料により説明させていただきます。

24ページをお開きください。第5回変更について、まず上段、⑤の図をごらんください。赤で着色した部分の防潮堤盛り土材の採取先を他工事との工程調整により変更しております。

次に、下段、⑥の図をごらんください。関連する隣接工区との施工スケジュールの調整により施工延長を変更しております。

25ページをお開きください。今回の第6回変更について、上段、⑦の図をごらんください。赤で着色した部分の防潮堤盛り土材の採取先について、他工事との工程調整により変

更するものです。

次に、中段、⑧の図をごらんください。高低差があることから、利用者の安全に配慮し、必要な区間に転落防止柵を追加するものでございます。

下段、⑨の図をごらんください。赤で着色した作業ヤードの撤去に伴い、発生する材料の搬出先について、他工事との調整により変更するものでございます。

22ページにお戻りください。契約金額ですが、平成28年12月20日に議決いただいた第2回変更の契約金額13億629万7,800円に対し、今回の変更により3億5,091万3,600円、26.9%の増額となり、変更後の契約金額は16億5,721万1,400円となるものでございます。請負者は、東洋建設株式会社。工期は、現在の平成30年12月21日から平成31年3月16日に変更するものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○佐々木茂光委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木茂光委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木茂光委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木茂光委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第34号撰待地区水門（機械設備）災害復旧工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○佐野砂防災害課総括課長 議案（その2）の32ページをお開きください。議案第34号撰待地区水門（機械設備）災害復旧工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについてを御説明申し上げます。

議案説明資料の26ページをお開き願います。工事名及び工事場所は記載のとおりです。工事概要は、本工事は東日本大震災津波により被災した撰待地区海岸の水門を復旧する工事を行うものでございます。変更設計の理由及びその内容についてであります。内容については27ページをごらんください。

第2回変更について、まず上段の②の図をごらんください。赤で着色した部分の機械設備に用いる部材について、設計条件である耐震性能の変更に伴い仕様を変更しております。

次に、今回の第4回変更について、下段の④の図をごらんください。赤で着色した部分の機械設備及び電気設備について、水門の構造変更等に伴い機械設備の配置計画及び電気

設備の仕様を変更するものでございます。

26ページにお戻りください。4の主な変更内容、⑤のとおり、インフレスライド条項に基づき変更するものでございます。

契約金額でございますが、平成26年10月10日に議決いただいた当初の契約金額6億4,659万6,000円に対し、今回の変更により3億859万1,640円、47.7%の増額となり、変更後の契約金額は9億5,518万7,640円となるものでございます。請負者は、豊国工業株式会社。工期は、現在の平成33年3月15日で変更ございません。

以上で説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○佐々木茂光委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木茂光委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木茂光委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木茂光委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第36号和解の申立てに関し議決を求めることについてを議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○小野寺住宅課長 議案（その2）の36ページから37ページをお開き願います。議案第36号和解の申立てに関し議決を求めることについてを御説明申し上げます。

議案説明資料の28ページをお開き願います。提案の趣旨ですが、県営住宅の家賃等を多額に滞納している者から、滞納家賃の支払いに関し和解を求められたことから、これに応じ、起訴前の和解の申し立てをするため、地方自治法第96条第1項第12号の規定により議会の議決を求めるものであります。

和解の申立人及び申し立ての相手方についてでございますが、申立人は岩手県、申し立ての相手方は県営住宅入居者15名です。

和解の内容ですが、滞納家賃は分割して所定の期日までに支払うこと。和解成立後の毎月の家賃は、所定の期日までに支払うこと。これらの支払いを怠った場合には、県は入居者に対し、何らの通知、催告を要せず、県営住宅の明け渡しを求め、入居者は県に対し残額を一時に支払うとともに、速やかに住宅を明け渡すことです。

資料には記載しておりませんが、この和解により入居者である相手方から計画的な滞納家賃等の納入が約束されるため、県としては相手方の継続入居を承認することもあります。仮に相手方が約束した支払いを怠ったときは、家賃等の支払いや住宅の明け渡しについて

強制執行が可能となります。

なお、和解をしようとする相手方の滞納額につきましては、平成30年7月末現在で、少ない者が16万円余、多い者が95万円余となっております。

29ページについて、法的措置を行うまでの流れを示した資料ですが、説明は省略させていただきます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○佐々木茂光委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○白澤勉委員 和解の相手方15名の家賃の水準、どのくらいの家賃にお住まいの方が多いのか参考までに教えてください。

○小野寺住宅課長 今回和解を行おうとしている対象者の家賃につきましては、多い者で月に3万5,000円ぐらいとなっております。

○白澤勉委員 毎月3万5,000円程度の家賃を何らかの理由で払えない、あるいは払っていないという方々だという答弁なのですけれども、過去、滞納していた方に対し、和解内容に書いているとおり、最終的には強制的に明け渡しを求めたという事例は実際にあるのでしょうか。

○小野寺住宅課長 平成15年度から平成29年度までに、議決に基づきまして起訴前の和解を締結した滞納者は277名となっております。これまで和解条項に違反した者のうち、38名につきまして強制執行を申し立てているという状況になっております。

○白澤勉委員 約1割強の方々が明け渡し、退去しているのですね。この方々の行き先までフォローはしていないのでしょうかけれども、私は公営住宅というのは、そもそも福祉政策の一環という意味合いが強いのかと思っています。県土整備部としては家賃を払わないなら出て行けということは理解できるのですけれども、岩手県全体として公共的な政策を進めていくといったときには、保健福祉部との連携も必要になってくると思うのです。仮にこういった38名の方々が明け渡した後、県土整備部としてはどのようなフォローをやっているものなのか、あるいはやっていないというものなのか、その辺を教えてください。

○小野寺住宅課長 議案説明資料の29ページをお開き願います。和解の申立てに関し議決を求めることについて、フロー図で表しております。こちらの中で、今回は、中段より下の右側のフローに沿って即決和解を行おうとするものですが、ひとつ上に、支払い督促や個別指導の実施という欄がございます。この個別指導の中で、収入が低いですが、逆に収入が高いといった方については、それぞれその世帯の事情に応じ、生活保護ですとか、民間の住宅を紹介するという手続を行っているところでございます。

なお、退去された方につきましては特段フォローはしておりませんが、家賃の滞納をそのまま残して退去されていますので、定期的に督促を行うなり、県営住宅として家賃を回収する取り組みを行っている状況でございます。

○白澤勉委員 退去された後も県としては、そういった形で引き続き債権の回収を行っていかねばいけないと思うのですが、その回収はうまくいっているのでしょうか。

○小野寺住宅課長 これまで行った即決和解は、平成16年2月から平成29年9月までに277件という状況でございますけれども、その和解対象の滞納額は1億3,000万円ほどございました。和解を行うことによって回収できた額は、4,600万円ほどで、徐々に少なくなってきた状況でございます。

○白澤勉委員 職員もかわるので、引き継ぎをしながら回収を行っていると思像しますが、一つの案件はどのくらいまで引っ張るものでしょうか。そして最後の決着というか、滞納家賃を取れるか取れないかというところはどうのように判断するものなのか教えていただいで終わりたいと思います。

○小野寺住宅課長 滞納者につきましては、和解を行った後も引き続き個別に対応させていただくという形で指導しております。その中で、滞納額の解消が図られない方につきましては、訴訟に移して退去になります。入居している方につきましては年5回、各公所の職員と、私どもで委託しております指定管理者の納入指導員が回っておりますけれども、退去した後の取り組みといたしましては、先ほど申し上げましたとおり、引き続き督促等を行うということで、手紙を送付したり、民間の債権回収会社を通じて債権の回収に努めておるところでございます。

○白澤勉委員 そういった債権を回収するというのは、当然県としてしっかりやっていたきたいと思いますが、一方で経済的にも厳しい方々には、いろんな事情もあると思いますので、他部との連携も図りながら丁寧に対応していただきたいと思います。

○佐々木茂光委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木茂光委員長 ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木茂光委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木茂光委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第37号損害賠償請求事件に係る和解及びこれに伴う損害賠償の額を定めることに関し議決を求めることについてを議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○小野寺住宅課長 議案（その2）の38ページをお開き願います。議案第37号損害賠償請求事件に係る和解及びこれに伴う損害賠償の額を定めることに関し議決を求めることについてを御説明申し上げます。

議案説明資料の30ページをごらんください。提案の趣旨ですが、平成30年3月3日から

同月4日の間に、県営松園東アパートの屋根からの落雪により、同アパート敷地内の指定駐車場に駐車中の自動車が破損したことから、当該被害者と和解を締結し、損害賠償の額を定めて賠償を行うため、議会の議決を求めるものであります。

損害賠償の額は、自動車の修理費用及び修理にかかる日数分の代車費用の合計額44万3,150円であり、当事者はともに将来いかなる事由が発生しても一切の異議を申し立てないことを和解の内容とするものであります。

なお、資料にはございませんが、今後県としては再発防止策として当該アパートの駐車場区画を変更するとともに、張り紙などにより注意喚起をするなど、同様の事故が発生しないよう適切な維持管理に努めてまいります。

以上で説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○佐々木茂光委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありますか。

○阿部盛重委員 今後の対応策をお聞きしたのですが、屋根自体の改造はしないのでしょうか。

それと、これはあくまでも県営住宅なのですが、過去の例として、他県等からの応援職員に関して同じような例があったようですが、それに対しては対応が違っていたと聞いています。なぜその違いがあるのかお聞きいたします。

○小野寺住宅課長 松園東アパートの屋根につきましては、平成15年に落雪防止のための雪どめを設置しております。盛岡地方気象台のデータを見ますと、3月4日の午前9時から午前10時までの1時間に気温が5度ほど急激に上昇している状況があり、想定を超える気温の上昇に伴う落雪でございました。

また、過去に発生いたしました他県等からの応援職員が住んでいた住宅の損害賠償案件については、後ほど確認して御報告申し上げます。

○佐々木茂光委員長 ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木茂光委員長 ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木茂光委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木茂光委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

以上をもって県土整備部関係の議案の審査を終わります。

この際、執行部から、いわて花巻空港の平成29年度収支（試算）について及び重要物流道路制度を契機とした新広域道路交通ビジョン、新広域道路交通計画の策定について発言

を求められておりますので、これを許します。

○佐々木空港管理課長 いわて花巻空港の平成29年度収支を作成しましたので、報告させていただきます。

お手元に配付しております、いわて花巻空港の平成29年度収支（試算）についてをごらん願います。空港の収支につきましては、空港運営に関する情報の開示、提供等により透明性を確保し、利用者の便益の増進や空港運営の効率化を図るため、国土交通省が平成18年度決算分から国管理空港の収支を公表しております。この国の公表を踏まえまして、地方管理空港についても収支を公表するよう国からの要請があり、本県でも平成20年度決算分から毎年、いわて花巻空港の収支（試算）を公表しております。今回平成29年度分を取りまとめましたので、当委員会に報告し、公表するものであります。

公表する収支の内容についてであります。箱で囲んでおります参考の欄になりますけれども、一つはキャッシュフローベースの収支（試算）であります。これは、県の一般会計歳入歳出決算からいわて花巻空港に係る現金の出納を抽出し、収支を把握したものであります。もう一つは、貸借対照表（試算）です。これはいわて花巻空港の資産や負債を一覧で示したものであります。それらの概要は、2、3に記載しておりますが、2ページの資料で御説明したいと思います。

最初に、1、キャッシュフローベースの収支（試算）についてですが、まずパターン①をごらん願います。これは、空港の整備及び維持運営に係る全ての収支を計上したものであります。

表の下段になりますが、実質収支額CマイナスDの欄をごらん願います。平成29年度は17億200万円の赤字額となり、前年度に比較しまして平成28年度の赤字額が16億6,900万円でありましたので、収支の赤字が3,300万円増加いたしております。

その主な理由について御説明いたしますと、これは車両購入等に充てた県債になりますが、表の上段、歳入の欄の中ほどの借入金、平成28年度の2億1,300万円から平成29年度は5,100万円に減少したこと、また、歳出の欄に行きまして、一番上段の空港等維持運営費等が、国際線誘致等に係る利用促進事業等の推進により6,300万円ほど増加したことなどから、歳入が減少し歳出がふえ、赤字が増加したことによります。

次に、資料の右の欄のパターン②を御説明したいと思います。こちらは、①の全体の収支から空港の整備を除いた維持運営分のみの収支を計上したものであります。表の下段の実質収支額CマイナスDですが、平成29年度は7億1,400万円の赤字となり、前年度に比較して赤字が1,100万円ほど増加いたしました。

次に、下段になります。2の貸借対照表ですが、これは資産の大宗をなす有形固定資産は、平成29年度末では438億3,400万円となっており、記載はありませんが、平成28年度末が439億1,000万円でありましたので、7,600万円ほど減少しております。その主な理由は、減価償却により建物、工作物等の価格が減少したことによることとございます。

以上で、いわて花巻空港の平成29年度収支（試算）の説明を終わります。よろしくお願

いたします。

○田中道路建設課総括課長 お手元にお配りしております資料によりまして、重要物流道路制度を契機とした新広域道路交通ビジョン、新広域道路交通計画の策定についてを御説明申し上げます。

平成30年3月30日に成立した道路法の一部改正により、重要物流道路制度が創設されております。この制度創設を契機といたしまして、各都道府県等において中長期的な観点から新広域道路交通ビジョン及び新広域道路交通計画の策定が国から求められております。

それでは、目次の記載の内容について、順次御説明させていただきます。

1 ページをお開き願います。まず、道路法の改正概要についてですが、改正の背景等は2点ございます。1点目は、道路利用の安全性のさらなる向上です。災害時は重要な輸送路の啓開、復旧を被災自治体が迅速に行うことが困難な状況もあることから、重要物流道路及び代替・補完路について、災害時の道路啓開、災害復旧を国が代行するものであります。

2点目は、物流生産性の向上であります。近年、全国的に国際海上コンテナ車等が増加しております。40フィート背高コンテナ車のサイズを右側に示しています。長さ16.5メートル、高さ4.1メートルとなっております。このサイズは、国内では特殊車両の扱いとなっており、通行に許可が必要となります。その手続とそれにかかる時間が円滑な輸送を確保する上での課題となっていることから、国土交通大臣が物流上重要な道路輸送網を重要物流道路として指定し、道路の機能を強化することを許可しようとする制度であります。

次のページをお開き願います。ここからは重要物流道路制度の概要について御説明いたします。左の図、平常時のネットワークの課題となりますが、深刻なトラックドライバーの不足や国際海上コンテナである40フィート背高コンテナ車の台数の増加があります。右の図、災害時のネットワークの課題となりますが、熊本地震の際は、熊本県内の緊急輸送道路約2,000キロメートルのうち50カ所で通行どめが発生し、緊急物資の輸送等に問題が生じました。こうしたことを踏まえ、平常時、災害時を問わない安全かつ円滑な物流を確保するため、重要物流道路による基幹的なネットワークを構築しようとするものであります。

具体的には一番下にポツで2点記載しております。一つ目はトラックの大型化に対応した道路構造の強化、二つ目は災害時の道路の啓開・復旧の迅速化として、国による代行制度の創設等が示されております。これら2点については、4ページ及び5ページで御説明いたします。

次のページをお開き願います。トラックの大型化に対応した道路構造の強化についてです。現在供用されている道路の構造が、既に40フィート背高コンテナ車が支障なく走行できる区間がございます。ピンクの三角の赤い線で囲っている部分になります。ここからまず特殊車両の通行許可が不要となります車両の基準の引き上げを行って特車許可手続を不要とすることにより、円滑な輸送を確保していきます。今後図にあるとおり、赤い線で囲んだ三角より下にあるピンクの範囲について、現在の道路の構造改良や新設を行うことで、

特殊車両通行許可手続を不要とする区間の拡大を図っていくものです。

次のページをお開き願います。災害時の道路の啓開・復旧の迅速化についてであります。表の左側は、災害発生直後の初動における道路啓開についてですが、これまでは補助国道、地方道の双方について、紫色で囲んだ行政機能が壊滅的に失われた災害に限定して国が道路啓開を行ってまいりました。今後重要物流道路については、自治体の要請があれば国が道路啓開できることとなり、対象範囲が拡大されています。

表の右側は災害復旧についてです。黄色の部分、補助国道は既に国が代行して災害復旧を行うことができます。水色の部分になりますが、地方道については、熊本地震のような著しく異常かつ激甚な災害に限定されてまいりました。今後重要物流道路については、自治体の要請に基づき国が災害復旧を代行できるものとなっております。

次ページをお開き願います。ここからは重要物流道路制度を契機といたしました新広域道路交通ビジョン及び新広域道路交通計画の策定について御説明いたします。それぞれ単語が長いので、ビジョン及び計画という言葉で説明させていただきます。

左の図をごらん願います。一番下の都道府県単位、中段の地方ブロック単位でそれぞれビジョン、計画を策定します。都道府県間、地方ブロック間で計画案等の調整を行い、策定された各計画等に基づいて、国土交通省では全国的な視点からの調整を行い、国土交通大臣が重要物流道路の指定を行います。岩手県のビジョン、計画は、有識者等の意見を伺いながら岩手県幹線道路協議会で検討し、知事が策定いたします。

次のページをお開き願います。ビジョンの概要について御説明いたします。ビジョンは、地域の将来像を踏まえ、平常時、災害時及び物流、人流の観点等から、広域的な交通の課題と取組を整理した上で、中長期的な視点から広域的な道路交通の基本方針を整理するものであります。この基本方針は、広域道路ネットワーク、交通・防災拠点、ICT交通マネジメントの三つの視点で整理しています。

次のページをお開き願います。ビジョンを踏まえ、策定する新広域道路交通計画について御説明いたします。この計画は、平常時、災害時を問わない物流、人流の確保、活性化を図るため、広域道路ネットワーク計画、交通・防災拠点計画、ICT交通マネジメント計画の三つの計画から成ります。

次のページで、広域道路ネットワーク計画の概要について御説明いたします。ここでは広域道路ネットワーク計画と重要物流道路の関係について御説明いたします。説明の前に、資料の訂正をお願いいたします。図の左側に県内の路線とありますが、一番上の高規格幹線道路を構成する路線として東北自動車道から三陸縦貫自動車道までを記載しておりますが、ここに路線の記載漏れがございました。恐れ入りますが、ここに八戸久慈自動車道、それから秋田自動車道の追加をお願いいたします。

それでは、スライドの内容について御説明させていただきます。広域道路ネットワークを構成する道路については、図にあるとおり高規格幹線道路を頂点に地域高規格道路、直轄国道、一部の地方管理道路を含め、より広域性が高い道路を選定する考え方となっております。

ります。

また、さきに述べた重要物流道路を補完する形で、災害時におけるネットワークの多重性を確保するため、広域的な代替機能を有する道路を代替・補完路として選定していきます。各県及び各ブロックで重要物流道路、代替・補完路の候補路線を選定し、その中から国土交通省において全国的な視点から調整を行った上で、国土交通大臣が重要物流道路及び代替・補完路を指定していくものです。

次のページをお開き願います。最後に、今後の予定等について御説明いたします。国の通知を受けまして、これまで東北地方及び岩手県の幹線道路協議会が1回ずつ開催されております。11月以降に開催予定の幹線道路協議会において、本県の広域道路ネットワーク計画案を議題といたしまして、平成30年度内を目途に、既存道路をベースとした重要物流道路の指定が行われる予定となっております。以上で説明を終わります。

○佐々木茂光委員長 ただいまの報告に対する質疑も含め、この際何かありませんか。

○伊藤勢至委員 ただいま説明いただきました重要物流道路制度を契機とした新広域道路交通ビジョンについて、確認を含めてお伺いしますが、今、復興道路、復興支援道路と順調に工事が進んでいると思っており、国道106号については既にこの40フィートコンテナ対応で工事を行ってきたと理解をしておりますが、それでよろしいですか。

○田中道路建設課総括課長 現在国により整備が進められております復興道路、復興支援道路については、そのような対応になっていると認識しております。

○伊藤勢至委員 実は、国道106号で唯一40フィートコンテナ車が通れないと言われていた場所がありまして、25年前から宮古市議会あるいは宮古市から県に対する要望を続けてきたわけでありまして。それは、宮古市茂市地内の、盛岡市から下ってまいりますと三好建設と日本舗道のプラントやモーターがあったところで、山田線の下を通過して、道路がセパレートになっているところです。ここは20フィートコンテナ車は何とかクリアできたわけですが、40フィートコンテナ車になると通れない。したがって、いろいろな物流が盛んになってきている中で、将来的には当然40フィートコンテナ車に移行するであろうが、ここを通れないのでは宮古港そのものの意義がなくなるので、要望してきた経緯があります。それが今回復興支援道路という位置づけをいただき、宮古市茂市のトンネルを迂回してもらうことになりまして、非常によかったな、ようやく報われたなと思っているところであります。

今回の東日本大震災津波で発生しました瓦れき処分につきまして、東京都が50万トンを引き受けてくれることになりましたが、どうしてもここが20フィートコンテナ車しか通れないので、約3分の1しか運べなかった。40フィートコンテナ車ならもっと早く運べたということもあったのですが、それは過去のことで、これからは、ここができれば非常に助かる、物流についてもいい流れになっていくであろうと思っており、期待をしているところであります。

それから、この際とのことでしたので、二つ確認をさせていただきます。一つは県道41

号についてでございます。この県道41号は津軽石停車場線から始まりまして、JR山田線の上を通過して国道45号線に水平にタッチをして、そして津軽石川の堤防を越えて、県立宮古工業高校の前のほうに入って宮古市赤前地区に行き、それから重茂半島線に入っていくと理解をしております。復興関連道路主要地方道重茂半島線の整備は順調に推移していると思っておりますが、特に宮古市重茂地区にとりましては、この道路が特に期待の高い道路でございます、いろいろな人が非常に興味を持っている道路でございます。

重茂半島をぐるっと回って、川代漁港を通過して山田町大沢を経て、また国道45号に戻るラインなわけでありまして。音部漁港と重茂漁港、二つの県管理の漁港があるわけですが、その辺を中心に、水揚げをしたワカメ、あるいはウニ、アワビ等を運ぶのに、海岸線沿いを通過していくので、国道45号までの時間が非常にかかる。けれども、今回、岩手県が東日本大震災津波から1カ月後に、安全の確保、住まいの再建、なりわいの再生、この三つを柱に復興計画を立てて、その中に、冠水をした道路は水をかぶらないところまでみんなかさ上げすること、これは非常にいいことだと思えました。復興計画の中では、当然、トンネルを作り、短時間で結ぶということも可能であろうということで、当時の復興大臣が来てくれましたときにいろいろお願いをして、調査費を1億円つけてもらい、当初は4キロメートルのトンネルでとお願いしたいと言ったのですが、それが2キロメートルになって、最後は1キロメートルを切って、それでも約900メートルのトンネルになりました。1メートル当たり300万円ですから27億円のトンネルがもう既に貫通しているはず。国道45号から重茂漁港まで今なら40分かかるとは、トンネルを通ると15分ぐらいで行くのではないかと、非常に期待しております。

また、重茂地区は、1軒当たりの年間所得が3,000万円から、うんと高い人では3,500万円ぐらいあり、2世、3世も住み着いているわけで、分家をして家を建てたいのだけれども、重茂地区には平地がない。けれども、道路やトンネルが整備されると、宮古市赤前、津軽石地区に家を建てても、自分が働く音部漁港、重茂漁港まで15分から20分で行くことができるようになる。

また、朝3時から起きて作業を開始するのですけれども、どちらの地域に家を建てても作業にはそんなに支障がないことになり、そういうことも含めて期待の高い道路なのです。

したがって、県道41号が全部開通してから供用開始するのではなくて、重茂漁港から以西といいますか、国道45号に向かう道路ができた順序に供用開始していただき、住民に早く使っていただいて、風通しのいい重茂地区になってもらいたいという思いがすごく強い。供用開始は、当初、平成31年、平成32年ごろと聞いていましたけれども、重茂漁港よりも西側の国道45号につながる部分は、でき次第、供用開始することを非常に期待しておりますので、これがいつごろになる予定なのかお聞きします。全線ではなくて、漁港よりも西側の道路ということで、確認をさせていただきたいと思っております。

○田中道路建設課総括課長 宮古市重茂方面から津軽石の国道45号までの区間におきまして、現在熊の平堀内工区4.4キロメートル、堀内津軽石工区3キロメートルの合計2区間、

2工区7.4キロメートルについて整備を進めております。これらの工区にありますトンネル、4つの橋梁の構造物についてはおおむね完成しております。残っている改良工事を現在進めているところであります。熊の平堀内工区、堀内津軽石工区を一連で、今年度内の供用開始を目指して、引き続き工事を進めてまいります。

○伊藤勢至委員 今年と今年度、どっちなの。

○田中道路建設課総括課長 今年度の供用開始を目指して、さらにスピードを上げていきたいと考えております。

○伊藤勢至委員 今年と今年度では違うのですよね。今年度と今年のどっちですか。

○田中道路建設課総括課長 今年度です。

○伊藤勢至委員 今年度ね。了解。

もう一つお伺いをいたします。立丸峠についてであります。これは、遠野市一宮古市間の峠にかかる、大峠、小峠、2本のトンネル工事なのですが、小峠トンネルは供用開始をいたしております。大峠トンネルの工事が若干残っている。これが開通いたしますと、遠野市と宮古市の移動時間が20分短縮するだけではなくて、花巻空港におりたお客様方を大型観光バスに乗せて宮古市に連れてくるには非常にいい道路になるわけでありまして、こういう波及効果があることを承知した上で、これも開通は平成30年度というふうに聞いていますし、工事現場の看板にもそう書いていますが、若干早まりそうだと聞いております。復興支援のまさに大きな動脈ともなる新しい道路だと思っておりますので、改めて開通は今年度なのか今年なのか、ここも確認させてください。

○田中道路建設課総括課長 立丸峠工区のうち残っている大峠工区につきましてですが、立丸第一トンネルは築造工事が既に終わっております。現在トンネル舗装工事、トンネル設備工事等を進めているところでありまして、トンネル舗装工事については延長の約半分程度が終了しております。そういったことから、大峠工区の工事につきましては最終盤を迎えているところになっておりまして、残っている工事を着実に進めながら、年内の開通を目指して工事を進めてまいります。

○伊藤勢至委員 これは年内なのですね。わかりました。大変ありがとうございます。

いずれ県議会の中でもいろいろ話題になっていますが、国道340号の押角トンネルにもこれはつながっていくべきものであり、立丸峠に続いて押角峠、前後も含めて、県北、下閉伊地区にインバウンドを誘うラインでもありますので、この最大投資効果を県北沿岸地域に生かしていくためにも、ぜひ御配慮をいただきまして、よろしく願いいたしたいと思っております。

○白澤勉委員 先ほど御報告いただきました、重要物流道路についてお伺いいたしますが、国直轄の高規格幹線道路等は対象になってくるのかと想像できるのですが、県管理の3桁国道とか主要地方道は、どのようなところが対象になってくるのか教えていただきたいと思っております。

○田中道路建設課総括課長 まず、広域道路ネットワーク計画は、8ページの3番の図に

あるとおり、頂点を高規格幹線道路といたしまして直轄国道、プラス地方管理道路といったところで、物流上重要な路線区間というのが指定されています。これから災害時に代替・補完路としての機能を有するところが選定されていくと考えておりますが、現在その規模感については、どういったところが防災の拠点あるいは物流の拠点になるかというところを国と調整している段階でありまして、どれくらいのアウトプット、延長になるかはまだわかっていない状況になっております。

○白澤勉委員 東日本大震災津波の際は、花巻空港や、あるいは、トラック協会などとの連携で、滝沢市のアピオなどにさまざまな物資が届いたわけでございますが、これは広域的な道路ネットワークで、そのほかに流通センターなど、さまざまな拠点も出てくるでしょう。また、私も朝、道路に立ったりして車の動きとかを見ていると、国際港である秋田港から物が入ってきたり、意外と縦軸、横軸といろいろな動きがありますので、その辺は実態に即していろいろ見ていただければと思います。

それから、いわて花巻空港の収支についてお伺いいたしますが、地方空港はなかなか厳しい状況で、いわて花巻空港に限らず赤字なのかと思いますし、今回は維持運営分のみで収支を見ているわけですけれども、全国的には、いわて花巻空港と同じぐらいのレベルの地方空港で、黒字になっている空港というのは幾つぐらいあるものでしょうか。

○佐々木空港管理課長 今手元にありますのが、国管理空港の状況であり、26空港ありますが、そのうち赤字になっておりますのが21空港で、平均の赤字額が13億円ほどになっております。先ほどいわて花巻空港は約17億円の赤字と報告させていただきました。黒字の空港を挙げますと、新千歳空港、宮崎空港、鹿児島空港、小松空港、徳島空港は黒字となっております。空港の規模によりまして収支はさまざまのようではありますが、以上のような状況になっております。

○白澤勉委員 今年度から空港の管理部門のみが県土整備部に残ったのですが、私は以前から、管理と運用は一体的にやっていくべきではないのかと再三言っていたところでございます。赤字の改善に県土整備部として取り組もうといったときに、利用促進のてこ入れをやらずして、この赤字の解消というのはないだろうと、単純に言えばそういうことだと思っております。台湾チャーター便は順調だと聞いてはおりますけれども、まずこの赤字の要因、なぜこうなっているのか、どのように分析されているのか教えてください。

○佐々木空港管理課長 約17億円の赤字という御報告をいたしました。収支は平成20年度から公表しております。平均的に16億円、17億円前後、年度によって若干差はありますけれども、その程度の赤字が出ております。また、維持運営分につきましては、今年度の額程度の赤字で推移しております。ある意味、空港につきましては社会インフラでもありまして、固定的にどうしても持ち出しが出てくる部分があるとは認識しております。ただ、そうはいいまして、赤字の部分が県の一般財源の持ち出しとなりますので、経費の節減等に努めたり、あとはユーザー目線でさまざまな取り組みをしていきたいと思っております。

また、お話がありましたとおり、今年度組織が変わりまして、利用促進を中心にした政策地域部の交通政策室と私たち空港管理課は、ほぼ毎日のように行ったり来たりしまして、それぞれの持ち分を精いっぱい努めており、相乗効果が出るように、補いながら、役割をきちっと果たしながら業務に鋭意努めているところであります。

○白澤勉委員 約17億円の赤字とのことですが、維持運営分だけを見れば約7億円ということで、また、平成28年、平成29年の推移も見れば、当局の御努力は評価できるのですが、この赤字の解消は、限度があるのだらうと思いますが、どのように改善を図っているのか、お伺いいたします。

○佐々木空港管理課長 かかる経費の節減につきましては、頑張ってはまいりますけれども、ある程度限度はあるかと思っています。そこで、収入面では、着陸料につきまして現在は減免を行っておりますけれども、空港の利用促進、あるいは国際定期便の誘致等々を重ねてまいり、さらなる航空機利用を促進しまして、空港の利用が活性化すれば、その減免を見直しして収入をふやすことも一考だらうと理解しております。

○白澤勉委員 着陸料の減免とか国際チャーター便の定期便化に向けて、いろいろな御努力をされているというのは私も承知しております。台湾に次いで、香港を含めて、いろいろな交渉事をやられていると思いますし、国際チャーター便誘致の利用促進による歳出の数字の変化というのは、まさにこういったことなのだらうと思っています。

そういう意味では、最初の投資の部分というのは経費がかかってくるのだらうと思いますが、中長期的な視点で、ぜひ収支の改善に向けて御努力していただきたいと思ひますし、国からの財政支援、あるいは民間からの支援も含めて、財源を引っ張ってくるような御努力を引き続きよろしくお願ひしたいと思ひます。

それから、この際ということでお伺いいたしますが、いよいよ来年9月に、岩手医科大学の附属病院が、県内唯一の特定機能病院として移転するわけです。日量2,000人ぐらいの患者が今の病院に通われていることですし、1,000床ほどの病院機能が移転するわけでございますが、この移転に向けて、県土整備部としてどのようなかかわりをされる予定なのか。岩手医科大学ともいろいろな協議をしていると思うのですが、まず県土整備部としての支援策をお伺いいたします。

○八重樫県土整備部長 ただいま御質問のあった岩手医科大学附属病院の移転に関して、県土整備部の看板で岩手医科大学と直接的ないろいろなネゴシエーションといったものは特にはございません。移転先の矢巾町長ですとか、そういった方々から、具体的な道路とか、まちづくりについての構想や課題、そういった相談を承っている状況でございます。

岩手医科大学附属病院の立地に当たっているいろいろ具体的に、景観上の屋外広告物等の規制とか、それぞれ事情に応じた相談等はございますが、県土整備部としてというよりは、それぞれ所管している公所に対し法令に従ったセパレートな相談内容になっていると承知しております。

○白澤勉委員 聞き方を変えますが、入院患者600名、重症の方も含めて移転されるわけ

ですから、やはり円滑な移送が重要になってくると思います。三つのルートで移送されると新聞報道などで伺っておりますけれども、段差の解消とか県管理道路の修繕について、その辺の対応をどのようにお考えになっているのかお伺いします。

○**白旗道路環境課総括課長** 岩手医科大学附属病院の移転に伴う入院患者の移送について、県の担当部局からの情報によりますと、委員御指摘のとおり、搬送ルートを今検討していると聞いておまして、その中で道路管理者として岩手県も対応が必要な場合は、現地の状況に応じた段差解消といった修繕について、適切に対応していきたいと考えております。

○**白澤勉委員** ぜひ患者に余り負荷がかからないように、国道、県道、市町村道、それぞれの管理者が連携しながら取り組んでいただきたいと思います。

御案内のとおり、移転が予定されている病院前の町道中央1号線は、今4車線化に向けて拡幅しております。これは何かというと、渋滞が予想されることから、地元で緩和対策に取り組んでいるわけです。県管理道路の矢巾停車場線とか、徳田橋から来る道路につきましても、朝はそこまでの渋滞ではないかもしれませんが、夕方とか特定の時間帯には既に渋滞が発生している状況になっています。岩手医科大学附属病院の移転に伴って渋滞も想定されますので、今はいろいろとシミュレーションによって、利用状況とか渋滞状況も事前に把握できるということも聞いており、移転してから、事業者が道路に張りついて修繕工事をしたり、右折レーンとか、少し幅をとって救急車が通れるように道路を確保するよりは、先、先をある程度見込んでやる必要があるかと思いますが、御所見をお伺いいたします。

○**田中道路建設課総括課長** 岩手医科大学附属病院の移転に伴う交通量予測につきましては、平成23年度に県で実施しているものがありまして、この前提条件は岩手医科大学の移転後の交通量、つまりは一般の利用者、教職員、学生といった方を含んだ交通量と、矢巾スマートインターチェンジができた前提でのシミュレーションを行っております。

その結果によりますと、国道4号から岩手医科大学附属病院に向かう矢巾停車場線の交通量が約1万4,200台、それから大ヶ生徳田線、徳田橋があるところの交通量は1日当たり約8,000台であります。この結果から見ますと緊急的な渋滞対策の必要性について今は認識しておりませんが、今後実際の移転に伴って、周辺の開発とかもあると思いますので、そういった状況を見ながら、必要に応じて矢巾町などと相談、検討する必要はあると考えております。

○**白澤勉委員** 県内唯一の特定機能病院でございますので、その辺の渋滞対策、周辺環境の整備をぜひ取り組んでいただきたい。

それにも関連するのですが、西バイパス南進の関係で、国道4号の南バイパス計画についても、地元市町村が国土交通大臣とかにも要望しております。現在国でもルート選定の調査に入っていると思うのですがけれども、その状況はどのようになっているのかお伺いします。

○田中道路建設課総括課長 国道4号の盛岡南道路についてのお尋ねだと思いますが、これにつきましては、平成30年度の国土交通省東北地方整備局の調査の事業概要というものの中に公表されていまして、現在は計画段階評価を進めるための調査で、概略ルートの検討とか、構造の検討といったところを行うと示されております。これに基づきまして、先般東北地方整備局では有識者に参画いただきまして、盛岡南道路の検討を行うために、まず前提となる国道4号の混雑の状況とか、必要性等といった課題について、整理が始まったと聞いております。今後また委員会が開催されると思いますので、その進度に応じて、大体の想定されるルート案、何案出るのがわかりませんが、そういったものが出てくるものと考えております。

○白澤勉委員 国道4号の南バイパスにつきましては、盛岡地域の大きなまちづくりの広域的な幹線道路になりますので、周辺地域のまちづくりも大きな影響を受けてきます。都市計画区域を通りますので、国、県、地元自治体と連携を図りながら、一緒に適切なルート選定を行っていただきたいと思っておりますし、選定の際は、県としての広域的な視点を持っていただきたい。今後の未来のまちづくりを見据えて、ビーバイシー（費用便益）のみならず、県として大所高所の視点から見ていただいて、御指導をお願いしたいと思います。

○佐々木茂光委員長 白澤委員の質疑の途中ではありますが、この際、昼食のため午後1時まで休憩いたします。白澤委員、御了承願います。

〔休憩〕

〔再開〕

○佐々木茂光委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

○田中道路建設課総括課長 午前中の白澤委員の御質問は、盛岡南道路のルート検討に当たって広域的な観点からという趣旨の御質問かと思っておりますが、今岩手河川国道事務所が主体となって調査を進めております。その中で、国としても盛岡市と矢巾町、広域的なエリアの中で、どういうルートがいいのかというところは当然検討されていると思います。また、国道4号の渋滞が激しいものですから、早期に事業効果を上げるための観点や周辺の開発動向といった、矢巾町が構想されている計画等、いろんな観点で検討が進められていると思います。県としても、そのような広域的なネットワークの観点から、どのルートが一番いいのか、矢巾町や盛岡市と一体となって考えていきたいと思っております。

○白澤勉委員 国道4号の南バイパス化に伴って、また、陸前高田市、遠野市などから来る国道396号がどこにタッチするかによって、盛岡市、矢巾町、あるいは紫波町の広域的なネットワークというのができてくると思いますので、ぜひ大きな視点で、タカの目で見、御指導いただければと思います。

そして、4車線のバイパスとなれば、第2種事業になるか第1種事業になるかわかりませんが、環境アセスメントについても必要になってくると思いますので、環境生活部で所管する部分ではあるかと思っておりますけれども、よろしくお願ひしたいと思います。

それから、大きなネットワークができることに伴って、実際にさまざまな事業者からの

土地の照会など、市街化といいますか、開発に向けてのお話があります。ただし、御案内のとおり、岩手医科大学周辺は市街化区域と市街化調整区域であり、盛岡市、滝沢市、矢巾町という大きな都市計画の中で土地利用が行われております。そういった意味から、市街化調整区域の検討状況について、県としてどのようにかかわっているのか御質問いたします。

○山田都市計画課総括課長 矢巾町の市街化調整区域の見直し等について、現在の状況についてでございますが、盛岡地域の広域都市計画は、先ほど委員がおっしゃいましたように、盛岡市、滝沢市、矢巾町の3市町の区域にまたがっております。おおむね5年ごとの定期見直しがございます、現在その作業に入っており、2019年度末を目途に検討を進めているという状況でございます。今後各市町から見直し案について、それぞれ意見をいただきまして、関係機関との調整を進めながら進めることになっております。

○白澤勉委員 市街化区域の拡大につきましても、地元でさまざまな方々からのニーズがあり、未来型のまちづくりに向けて検討を進めておりますので、県当局からも大所高所の視点から御指導を賜りたいと思っております。

それから、防災対策についてですが、岩手医科大学周辺において、大雨、豪雨のときの治水対策も求められてくると思います。おかげさまで岩崎川の改修も進めていただいております、治水水準が高まっておりますけれども、芋沢川や南側の太田川といったところも少し高めなければいけないと思っております。その対応について伺いをします。

○杣技術参事兼河川課総括課長 岩崎川の河川改修につきましては、従前は10分の1年確率の規模の河川でありましたけれども、平成25年の豪雨を受けまして、現在は30分の1年確率の規模の河川改修をして治水対策を進めております。平成31年度の完成を目指して整備しております。

また、そのほか芋沢川、太田川につきましても、現在調査等を行い、治水対策を進めているところでございます。

○白澤勉委員 有事のときに、各地から岩手医科大学附属病院に搬送されたり、あるいは地元で何か起きれば、あそこに人が集まってくるわけですので、周辺の河川整備につきましてもしっかりと対応をお願いしたいと思います。

そして最後に、昨日の一般質問で土砂災害警戒区域の質問が出ておりましたけれども、災害警戒区域の指定状況は全国に比べて4割程度で、全国水準より低いという答弁でございました。一番大事なのは、土砂災害警戒区域を指定することではなく、そこに住んでいる方々がここは土砂災害警戒区域なのだとしっかりと把握することです。土砂災害警戒区域を指定したり、ハザードマップを作成することで目的が達成されるとは思っておりませんので、時間も経費も結構かかるとは思いますが、住民合意形成にしっかりと取り組んでいただきたいと思っております。その取り組みに対するお考えと今後の災害危険区域の指定状況を改めて伺います。

○佐野砂防防災課総括課長 今私どもは、土砂災害の危険箇所につきまして、基礎調査を

行い土砂災害警戒区域の指定を進めているところです。それは、住民の方々が住んでいる場所に土砂災害、崖崩れだったり、どういうリスクがあって、それを知ることにより避難の行動につなげること、それが最終的な目標と考えております。したがいまして、基礎調査が終わる都度に公表するとともに、土砂災害警戒区域指定の際には、まず住民の方々に説明会を開いて、この区域はこういう土砂災害の危険箇所である、ここまでが警戒区域になるであろうということを示します。また、土砂災害とは、崖崩れとはどういうものかを説明して、住民の方々に御理解をいただきながら対策を進めていくというのが私どもの考えでございます。

○白澤勉委員 以前、増田知事の時代に、つくらない公共事業ということで、崖地をコンクリートで守るよりは、そこから集団で移転していただくという政策を県土整備部でも県単事業として計画をつくられたと認識しております。その活用状況はどのようになっているのかお伺いいたします。

○佐野砂防災課総括課長 県土整備部では、がけ崩れ危険住宅移転促進事業を平成18年度から県単事業として行ってきたところでございます。これは、条件として土砂災害警戒区域及び特別警戒区域に住宅が5戸以上あるところで、かつ、俗にレッドゾーンと言われる特別警戒区域の方々が移転する際に、そのレッドゾーンに住んでいる方々全員が合意した後、市町村で行うがけ地近接等危険住宅移転事業に上乗せ補助をして安全なところに移り住んでいただくという制度でございます。

これまでの実績でございますが、9地区13戸になっております。たくさんの件数が出てこないのは、補助はしますけれども、どうしても移転する方々の持ち出しが出てくるとも原因かと考えております。

○佐々木茂光委員長 委員の皆様申し上げます。他の委員の発言の機会を確保するためにも御発言はまとめて、かつ簡潔にされるようお願いいたします。

○白澤勉委員 私は、最近の北海道胆振東部地震や全国でさまざまな災害が起きている現状を見て、がけ地近接等危険住宅の5戸の合意形成が難しかった地域でも、やっぱり移ったほうがいい、移らなければいけないのではないかという意識の変化が現れているのではないかと考えております。そういった意味から、改めて何らかの機会に、制度を導入しようと思ったけれども、うまく合意形成がされなかった地域に対しても、お話を聞く機会とかを設けながら、がけ地近接等危険住宅移転事業についてもお知らせし、地域の安全確保、そして、10年以上前の政策が実は今の時代によりやくはまってきているのかと思いますが、国土形成計画で言っているコンパクト・プラス・ネットワーク化に向けた対策にしっかり取り組んでいただきたいと思います。最後に部長からの御所見を聞いて終わります。

○八重樫県土整備部長 今年九州から西日本、北海道まで、いろいろな自然災害が頻発いたしております。地震とか、こういう気象状況というのは予測ができません。毎年こういった激特な状況になるかどうか、来年もそうなのか、これはわからないところでありますが、国、県、市町村がいろいろな予算を駆使しまして、予防防災とか、近年の災害への

対策を一生懸命取り組んでいるところであります。しかし、なかなかその予算規模も限られた財源の中でやっていることでありまして、一朝一夕に全てが整っていくという状況にないことは、委員の皆様も御案内のところかと思えます。

そういう中で、今臼澤委員から御指摘がありました、ハードだけに頼らない施策の一つとして、がけ地移転事業等、ソフト対策として過去に立案した事業がございます。こういった制度は岩手県独特の制度でございまして、これまで携わった方々の御努力によって事業化しております。全国的にも問い合わせが来ていた時期もあり、こういったものを極力PRしながら、委員がおっしゃるとおり、改めて全国的な自然災害が頻発している現状を捉まえて、内容を見直しながらこれからも進めてまいりたいと存じます。

○佐々木茂光委員長 先ほどの阿部委員の質疑に対し執行部から発言を求められておりますので、これを許します。

○小野寺住宅課長 午前中の議案第37号の落雪による自動車事故に係る和解及び損害賠償に係る議案の際に質疑いただきましたことについて答弁申し上げます。

他県等からの応援職員に係る同様の落雪による自動車損傷事故に係る和解及び損害賠償の事案ですが、平成27年2月に、県で所有しております盛岡地区高松合同公舎におきまして、屋根からの落雪により、その当時、大阪市から応援にきていた職員の自動車が破損したという事案でございます。こちらにつきましては、今回の処理と同様に、職員と示談書を取り交わすことで処理を進め、この場合は、合同公舎に係るものですから、平成27年6月定例会におきまして総務部から議案を御提案申し上げ、議決の後、示談書を取り交わしたという対応になっております

○佐々木茂光委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木茂光委員長 なければ、これをもって県土整備部関係の審査を終わります。県土整備部の皆様は退席されて結構です。御苦労さまでした。

次に、企業局関係の議案の審査を行います。議案第10号平成30年度岩手県工業用水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○菊池次長兼経営総務室長 企業局の補正予算について御説明申し上げます。議案（その1）の34ページをお開き願います。議案第10号平成30年度岩手県工業用水道事業会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

今回の補正予算は、大手半導体企業の進出に伴う工業用水の需要拡大に対応するための新浄水場建設を踏まえ、用地取得や取水口設計を実施することとし、所要の経費について補正しようとするものであります。

第2条は、資本的収入及び支出の予定額の補正であり、あわせて資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額及びその補填財源並びに補填額を変更するものであります。

収入の第1款資本的収入の補正予定額の内訳であります。第1項の企業債4億30万円

の増額は、今回予定している工業用水の需要拡大に対応するための建設費の財源として企業債を発行するものであります。

次に、支出の第1款資本的支出の補正予定額の内訳であります。第1項の建設費4億36万円余の増額は、工業用水の需要拡大に対応するための用地取得や取水口設計業務委託等を実施するものであります。

第3条は、当初予算で定めた債務負担行為に新たに追加して設定するものであり、第一北上中部工業用水道浄水場取水口詳細設計業務委託について、その期間と限度額を設定するものであります。

第4条は、資本的収入の予定額を増額補正することに伴い、企業債の発行限度額を10億7,100万円に変更するものであります。

以上で工業用水道事業会計の補正予算の説明を終わります。なお、これらの補正予算に係る実施計画、変更予定キャッシュ・フロー計算書などにつきましては、予算に関する説明書の134ページから144ページに記載しておりますが、これまで御説明申し上げました予算の明細等でありますので、説明を省略させていただきます。

以上で企業局の補正予算の説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○佐々木茂光委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○工藤勝博委員 工業用水の需要拡大に伴っての今度の事業展開になりますけれども、新たに東芝メモリが立地されて、計画では相対的に147億円と示されておるわけです。予定では45年間の長期間の設定ですけれども、民間企業ですから、そういう見通しで事業計画が成り立っていくのかどうか、ちょっと不安もあります。そのあたり、事業者との約束などがあればいいのだろうが、果たして45年間、この事業が続けられるのかという不安があります。その辺はどのように捉えているのか、お聞きしたいと思います。

○菊池次長兼経営総務室長 委員御指摘のとおり、耐用年数から45年での計画を立てております。また、計画を立てるに当たりまして、企業から工業用水の使用計画を出していただいております。その使用計画に基づき、その状況を見ながら段階的に建設をしていくことで事業を進めていきたいと思っております。その辺は企業と情報共有しつつ、しっかりとした計画を立てながら進めていきたいと思っております。

○工藤勝博委員 過去にも、当初計画した需要に満たないこともあり、結構変動があったような記憶があります。確かにメインとなるのが東芝メモリですから、それに付随して関連企業も相当入ってくると思っておりますけれども、その辺も確かなものにしてこの事業を進めていかないといけないと思っております。この御時世で、10年先、20年先も見通せないという時代であることもしっかり捉えながら進めていただければと思っておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

○佐々木茂光委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木茂光委員長 ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木茂光委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木茂光委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

以上をもって企業局関係の議案の審査を終わります。

この際、執行部から日本ロジテック協同組合の破産に伴う債権整理について発言を求められておりますので、これを許します。

○菊池次長兼経営総務室長 相去太陽光発電所の相手先でありました日本ロジテック協同組合の破産に伴う債権整理についてであります。同組合の破産手続きにつきましては、昨日9月26日に完了集会が開催され、東京地方裁判所による破産手続終結決定がされましたので、御報告申し上げます。

これによりまして、同組合の法人格は消滅することになります。同組合の破産に伴い、未回収となる債権、組合に対する債権が1,143万円余から配当額272万円余を差し引いた871万円余に関しましては、7月3日に開催されました当委員会におきまして、東京地方裁判所の破産手続終結決定後に、県議会に債権放棄に係る議案を提出する予定である旨、私から報告させていただいたところでございますが、その後今回のように法人が破産した場合の債権の取り扱いについて、これまでの本県における取り扱い事例を確認しながら、総務部とも協議した結果、法人の破産手続終結決定により法人格そのものが消滅しますことから、議会の議決による債権放棄の手続は不要とする扱いを確認したところでありますので、7月の報告を訂正させていただき、おわび申し上げます。

なお、今後、当該未回収分につきましては、今年度の会計処理で不納欠損処理をいたしまして、平成30年度決算に反映するものでありますので、御了承願います。以上で御報告を終わらせていただきます。

○佐々木茂光委員長 ただいまの報告に対する質疑も含め、この際、何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木茂光委員長 なければ、これをもって本日の審査を終わります。企業局の皆様は、退席されて結構です。御苦労さまでした。

委員の皆様には、委員会調査について御相談がありますので、少々お待ち願います。

次に、委員会調査についてお諮りいたします。当委員会の10月の県外調査についてであります。お手元に配付しております平成30年度県土整備委員会調査計画（案）のとおり実施することとし、調査の詳細については当職に御一任願いたいと思います。これに御異

議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木茂光委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたしました。追って通知いたしますので、御参加願います。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれをもって散会いたします。御苦労さまでした。